原決定/岐阜地方裁判所平成20年(行ク)第4号文書提出命令申立事件 (本案/平成19年(行ウ)第15号 岐阜県議会議員選挙公営費返還請求事件)

2012年年2月24日

名古屋高等裁判所 御中

抗告人(申立人) 選定当事者 寺町知正 〒501-2112 岐阜県山県市西深瀬208-1 TEL・FAX 0581-22-4989

即時抗告申立の理由書

2012年2月10日に申し立てた即時抗告の理由を以下の通り述べる。

第1 原決定の要旨と本件に特異な経過

1. 原決定の要旨

原決定は、「・・本件文書に水増し請求の裏付けとなる具体的な記載がされていることを合理的にうかがわせる事情は認められない。したがって、本件文書と争点との間に具体的な関連性があると認めるに足りない。・・・以上の諸点に鑑みると本件文書は争点との間に関連性が認められず証拠調べの必要性はないと解する」(決定書5頁)として、申立を却下した。

- 2. 原審での「審尋」等と本件に特異な経過
- (1) 当初の裁判体は、本件申立を受け、当初の相手方のすべてに対して「審尋」を 実施し、文書の所持の有無や任意提出する意思の確認等をした。

それを受け、既定の業者が文書を任意に提出した。

2011年1月ごろまでに、「審尋」が一通り終了し、当初の裁判体は、「来る3月中に提出命令を出す」旨を示した。

- (2)本件の原決定を行った裁判体は、2011年夏ごろ、第1回審尋に応じなかった相手方に再度の「審尋」手続きを実施し、任意提出をうながした。実際に、既定の業者からの提出がなされた。
- (3) それらを受け、申立人は、任意提出に応じた業者に対する申立を取り下げたことで、本件相手方が確定した。
- (4) その後、「文書提出命令を却下する」との原決定がなされた。

第2 即時抗告の理由の概要

1. 文書提出命令の制度について

「文書提出命令に対し証拠調べの必要性がないことを理由としての即時抗告はでき

ない」ことは原則とされている。しかし、「必要性なし」の旨の決定に関して、審尋という訴訟手続きにおいて明白になった事実等を見逃したこと、あるいは恣意的に必要性を認めていないこと等が明白な場合は、その誤りが結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、例外的に即時抗告が可能な場合として認定されるべきである。

本件は、印刷業者という同業の多数の相手方に対して、選挙の候補者との選挙関係の印刷物の作成にかかる経理文書等の提出を求めた事案である。この事案において、裁判所の審尋に対して任意に関連文書を提出した業者が半数以上であるところ、その任意提出文書が、本案争点の選挙公営費の水増し請求に該当すると判断するための証拠と認識することができる時、任意提出を拒否した相手が所持する文書に関しては、拒否したがゆえにいっそう争点の解明に資するものであり得ると想定すべきことは当然の理である。

本件においては、裁判体が恣意的に「必要性がない」と判断した特異な例であって、 実態的にも手続き的にも違法というしかないから、このような場合には、即時抗告が 認容されなければ、国民の裁判を受ける権利が侵される。

2. 審尋の実施とその結果について

まず、文書提出命令の制度について、次に、審尋で任意に提出された文書等を例示して本件文書と争点との間の関連性が明白であることを述べ、本件決定が恣意的に「本件文書は争点との間に関連性が認められない」としたものであることを明らかにする。 続いて、文書提出命令の場合の裁判手続きの一つである「審尋」を実施し、ある程度の相手方から任意提出を得、さらに当初の審尋で提出をしなかった業者に対して再度「審尋」を実施して、任意提出件数(相手方数)を増やした。

しかも、これら任意提出文書や陳述から、本案争点に関して有意な証拠が出でいる。 これらに対して、2度の審尋に対して提出しなかった業者は、「文書の存在」を認め ているものの、「提出しない」「文書提出命令があれば提出する」等の回答をしている。 それにもかかわらず、本件のような事例において、提出命令を発しないことは制度の 趣旨に反して違法であることを述べる。

これらのことは、同時に、裁判を受ける権利を侵害するもので、手続き的に違法であることを述べる。

結局、原決定は、審理不尽、理由不備の誤りを犯したものであって、これらの誤り が結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、違法として取り消されるべきである。

第3 文書提出命令の制度からみて

1. 本件文書にかかる相手方は民事訴訟法220条の文書提出義務がある

文書提出命令は、民事訴訟法220条の文書提出義務を根拠とする。この趣旨は、 あくまで文書の公開を前提に、例外的に提出を拒むことができる文書を指摘したもの である。

すなわち、相手方が文書を所持するものは、その文書を提出しなければならない。 これは、立証責任のある原告において、その文書を立証において用いると判断して 請求した場合、その文書の所持者は例外規定に該当する場合以外は提出を拒めない、 という制度である。

ましてや、本件では、相手方は裁判所の審尋に「提出しない」等の旨を回答したも

のである。相手方自身が文書の所持者であり、提出義務の例外規定には該当しないことは明らかである。

結局、「証拠調べの必要性」の判断に尽きる。

2. 恣意的な「必要性がない」との判断

「文書提出命令に対し証拠調べの必要性がないことを理由としての即時抗告はできない」ことは原則とされている。

しかし、「必要性」の判断が裁判所の職権であるからと言って、訴訟手続きにおいて明白になった事実等を見逃すとか、故意に見落とすとか、恣意的に必要性を認めない場合は、審理不尽、理由不備の誤りであって、これらの誤りが結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、違法として取り消されなければならない。

本件においては、当初の裁判体が「本件文書の必要性がある可能性」を認識して「審尋」を実施したことは疑いない。第2回目の「審尋」も同様であると考えられる。この結果として、第4で述べるとおり、本件文書等には争点を明確にできる固有の証拠性のあることが確認にもかかわらず、裁判体が恣意的に「必要性がない」と判断した特異な例であって、実態的にも手続き的にも違法というしかない。よって、このような場合には、即時抗告が認容されなければ、国民の裁判を受ける権利が侵される。

本件のようなは場合に、「文書の必要性なし」として申立人に不利益に決定する時は、「相当の合理的理由」が示されなければ、審理不尽の違法な決定というべきである。

3. 「唯一の証拠方法」を却下することは手続き違反にあたる

本件訴訟においては、本件申し立ての文書等が実質的に「唯一の証拠方法」である。 裁判所は、証拠申出に応じ、証拠調べを実際に行うかどうか判断するが、 争点に関 し、唯一申し出られた証拠、つまり「唯一の証拠方法」を却下し、証拠調べをせずに 弁 論の全趣旨のみを証拠資料として判断を下すことは認められないというべきで、手続 き違反である。

この例外は、当事者が怠慢であり、合理的な期間内に証拠調べを行うことができないような場合、とされているところ、本件においてそのような事情はない。2度の審尋がなされ、極めて有意義な回答や文書が提出されている途中の本件決定である。

4. 提出命令を発しないことが制度の趣旨を瓦解させる本件固有の事情

2度の審尋に対して文書を提出しなかった業者は、「文書の存在」を認めているもの の、「提出しない」「文書提出命令があれば提出する」等の回答をしている。

第4で述べる任意提出の文書等から類推すれば、本件文書等が提出されれば、「水増し」が解明される蓋然性が高いし、そのことは、「任意提出を拒む」という姿勢の中にも見出すべきことである。

それにもかかわらず、本件のような事例において提出命令を発しないことは、文書 提出命令制度を瓦解させるもので、文書提出命令制度の趣旨に反して違法というしか ない。

5. 訴訟手続きとしての違法性

本件文書は、本案訴訟において、候補者及び業者が本件選挙公営において適正な申

請をし、適正に公金を受領しているか否かを証明する上で極めて重要な書証であり、 実際に、提出命令に先立つ「審尋」において有益な書証の提出や陳述がなされた事実 に鑑みれば、本件申立てが認められるか否かは、本案訴訟における当事者の主張立証 の方針や裁判所の判断に重大な影響を与える可能性が極めて大きい上、本件申立てに 係る手続は、本案訴訟の手続の一部をなすという側面も有する。

結局、本件は、裁判の争点解明のための証拠の必要性の判断の是非と、そのことによって生ずる憲法31条、32条との関係及び審理手続の法令違反の有無を問題にしなければならない事案である。

憲法31条の定める適正手続の保障は、同条が直接規定する生命若しくは自由に対する規制の場面だけではなく、国又は国家機関が、国民に対して一定の強制力を行使する場合に守られるべき基本原則というべきものであり、刑事手続だけでなく、民事手続や行政手続においても同条は類推適用されるべきものである。また、憲法32条の定める裁判を受ける権利は、憲法31条の定める適正手続の保障の下での裁判を受ける権利を定めたものであって、裁判手続において適正手続が保障されていないときには、憲法違反の問題が生じ得る。

上記のとおり憲法31条は、国又は国の機関が国民に対して強制力を発動する場合には類推適用されるべき基本的な規定である。

本件においては、憲法32条(「裁判を受ける権利」に関する規定)を念頭におきこれを解釈指針とすれば、本件の「証拠調べの必要性なし」との決定は裁判に影響を及ぼすべき明らかな法令の違反があったと判断すべきである。

6. 訴訟手続きとしての違法性(続)

(1)本件においては第4で述べるとおり、申立文書と本件争点とに密接な関連があることは、「審尋において任意提出された文書、相手方の陳述からして、真実は、本件選挙公営費の(全部又は一部の)給付を受けられないこと業者(と候補者)とその金額」が読み取れることからも明白である。

原決定が維持されれば、本件申し立てに係る審尋に因って任意提出した業者と任意 提出を拒んだ業者との不均衡が生ずるし、そもそも、「任意提出しない」旨の意思表示 をすれば提出命令を逃れることができることになり、制度自体の根幹がゆらぐ。

この2点に鑑みれば、本件において「証拠調べの必要性なし」と判断することは、 裁判手続き的にも違法というべきである。

(2)次の事案は、特別抗告審にかかる事件であるが、最高裁は、職権で原決定を破棄差戻した。その理由は「明らかに民事訴訟における手続的正義の要求に反する」 というものである。

事件番号 平成22(ク)1088/事件名「文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する特別抗告事件」/裁判年月日 平成23年4月13日/最高裁判所第二小法廷 /決定/「破棄差戻し」

事案は、時間外勤務手当請求事件で被用者が使用者に対してタイムカードの提出命令を申し立てて、原々審では認められたところ、即時抗告で所持していないと主張さ

れると、即時抗告のあった事実すら相手方(提出命令申立人)に知らせることなく、 原決定取消・申立て却下の決定を下したというものである。

最高裁は、これに対して裁量権の逸脱を認定した。要点は以下である。

裁判要旨

時間外勤務手当の支払を求める訴訟を提起したXの申立てにより、受訴裁判所が、使用者であるYに対し、Xのタイムカードの提出を命ずる決定をしたため、Yが上記タイムカードを所持している事実を争って即時抗告をした場合において、次の(1)~(4)など判示の事情の下では、抗告裁判所が、即時抗告申立書の写しをXに送付するなどしてXに攻撃防御の機会を与えることのないまま、上記タイムカードが存在していると認めるに足りないとして、上記決定を取り消し、上記申立てを却下するというXに不利益な判断をしたことは、明らかに民事訴訟における手続的正義の要求に反するというべきであり、その審理手続には、裁量の範囲を逸脱した違法がある。

- (1) 上記訴訟において、上記タイムカードは、Xが労働に従事した事実及び労働時間を証明する上で極めて重要な書証である。
- (2) Yが上記タイムカードを所持しているとの事実の存否の判断は、当事者の主張やその 提出する証拠に依存するところが大きい。
- (3) 上記即時抗告申立書には、Yが上記タイムカードを所持していると認めた上記決定に対する反論が具体的な理由を示して記載され、かつ、上記理由を裏付ける証拠として、上記決定後にその写しが提出された書証が引用されていた。
- (4) Xにおいて、Yが即時抗告をしたことを知っていた事実や、そのことを知らなかったこと につきXの責めに帰すべき事由があることはうかがわれない。
- 参照法条 民訴法 2 条、民訴法 221 条 1 項、民訴法 223 条 1 項、民訴法 223 条 7 項、 民訴法 286 条 1 項、民訴法 289 条 1 項、民訴法 331 条本文、民訴規則 47 条 1 項

判決(決定)から主要部を抜粋しておく。

主 文 原決定を破棄する。 本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

1 本件は、抗告人が、相手方に対し、時間外勤務手当の支払を求めて提起した訴訟(以下「本案訴訟」という。)において、同手当の計算の基礎となる労働時間を立証するために、相手方の所持する抗告人のタイムカード(以下「本件文書」という。)が必要であると主張して、本件文書について、文書提出命令の申立て(以下「本件申立て」という。)をした事案である。原々審は、本件文書の提出を相手方に命じた。これに対し、相手方が、本件文書を所持している事実を争って即時抗告をしたところ、原審は、上記事実を認めるに足りないとして、原々決定を取り消し、本件申立てを却下した。

2 抗告代理人牧原秀樹の所論に鑑み、職権をもって検討する。

本件文書は、本案訴訟において、抗告人が労働に従事した事実及び労働時間を証明する上で極めて重要な書証であり、本件申立てが認められるか否かは、本案訴訟における当事者の主張立証の方針や裁判所の判断に重大な影響を与える可能性がある上、本件申立てに係る手続は、本案訴訟の手続の一部をなすという側面も有する。そして、本件において

は、相手方が本件文書を所持しているとの事実が認められるか否かは、裁判所が本件文書の提出を命ずるか否かについての判断をほぼ決定付けるほどの重要性を有するものであるとともに、上記事実の存否の判断は、当事者の主張やその提出する証拠に依存するところが大きいことにも照らせば、上記事実の存否に関して当事者に攻撃防御の機会を与える必要性は極めて高い。

しかるに、記録によれば、相手方が提出した即時抗告申立書には、相手方が本件文書を所持していると認めた原々決定に対する反論が具体的な理由を示して記載され、かつ、原々決定後にその写しが提出された書証が引用されているにもかかわらず、原審は、抗告人に対し、同申立書の写しを送付することも、即時抗告があったことを抗告人に知らせる措置を執ることもなく、その結果、抗告人に何らの反論の機会を与えないまま、上記書証をも用い、本件文書が存在していると認めるに足りないとして、原々決定を取り消し、本件申立てを却下しているのである。そして、記録によっても、抗告人において、相手方が即時抗告をしたことを知っていた事実や、そのことを知らなかったことにつき、抗告人の責めに帰すべき事由があることもうかがわれない。

7. 以上からして、本件の「証拠調べの必要性なし」との決定に対する即時抗告が認められ、かつ、同決定は裁判に影響を及ぼすべき明らかな法令の違反があったと判断すべきである。

第4 審尋によって任意提出された文書から判明することの具体例

1. 県選管が示した選挙公営制度におけるポスターの作成費の問題点

「選挙公営制度」については、所管する岐阜県選挙管理委員会が選挙告示前の「立候補予定者説明会」において資料を配布して開設するのが常である。たとえば、2011年度の県議選では、岐阜県選挙管理委員会は「平成23年度執行 岐阜県議会議員選挙選挙運動の公費負担の手引」(疎・甲-1)を配布し、選挙公営制度におけるポスターの作成費に関して「問題になった事例」なども示して実質的な判断基準ともいえる記載をして注意喚起し、暗に警告している。

本件に関連する部分を絞り込めば次のように整理できる。

◎公営費適合性の判断基準-1

「ポスター作成対象外であるはがき等の印刷代をも公費請求に含めていた」 (同手引 17ページ/疎・甲-1の3枚目)

◎同判断基準-2

「候補者が、作成業者に金額の入っていない請求書を提出させ、実際にかかった費用より多い金額で請求書を作成。余剰の現金は作成業者から受け取った」(同手引17ページ/疎・甲-1の3枚目)

◎同判断基準-3

「① ポスター掲示場に掲示する目的以外の目的で作成されたポスターは対象外」(同手引21ページ/疎・甲-1の4枚目)

◎同判断基準-4

「③ 写真撮影やデザインのみを担当した業者は、作成枚数が 0 ですので、県に対して 直接に請求することができません」(同手引 2 1 ページ/疎・甲-1 の 4 枚目)

◎同判断基準-5

「④ 何種類かの印刷物で同じ写真や同じデザインを使用することが決まっている場合・・・その作成割合に応じて按分し、・・ポスターの作成に相当する部分のみ・・・」 (同手引21ページ/疎・甲-1の4枚目)

なお、選挙ポスターと選挙はがきは、通常は同一の写真を前提に印刷用の版を同一にすることが行われる。その理由は、デザインや写真の版を統一して「候補者としての統一したイメージ」を有権者に伝えるために積極的に同一業者にするという意図が一般的にあること、及び経費を削減すること、などである。

また、実際の選挙では、はがきや名刺、リーフレットなどを同一の業者が作成・印刷することが多い。この理由も前記同様、イメージの統一と経費節減である。

これからも明らかなように、「ポスター代水増し」には、いくつかのパターンが想定される。

第1は、「本件選挙公営費を申請、受領する資格を有する者(以下、「適格業者」という)は『ポスターを印刷した業者』に限られる」のは当然であるところ、ポスターを印刷していないのに「適格業者」を装って、県に公営費を申請し、県から金員を受領したら究極の上乗せとしての「水増し」である。

第2にあり得るのが、「適格業者」が、「実際に要した印刷費」より多い金額を県に 公営費を申請し、県から金員を受領したら上乗せとしての「水増し」である。

第3に、「適格業者」がハガキや名刺、選挙パンフレットなど他の印刷物の経費をポスター印刷費に紛れ込ませて上乗せした金額をもって公営費として県に申請し、県から金員を受領したら、「水増し」である。

本件においては、本件文書提出命令に起因して、審尋が実施され、本件当初の相手方の半数以上の業者がこれに応じて、「所持する文書」を任意提出した。これら提出済み文書の中に、本件選挙公営費を申請、受領する資格がない者(以下、「不適格業者」という)であることを明確に示している重要な証拠、あるいは上乗せをしたことの陳述が存在している。

そこで、前記3種の分類に対応して主張する。

2. ポスターを印刷していないのに「適格業者」を装って公営費を申請、受領した例 (1)「有限会社モリケン」に関する本件審尋にかかる「尋問調書」及び添付書類(疎・甲-2)では、(1枚目)「ポスター等の印刷は全部下請けの業者に任せました。公費 として請求した金額は、当社の行った企画・デザイン料の一部です」、(1枚目)「県からの支給は、73万5558円。」、(4枚目)「請求書 デザイン及び企画料 (内訳)」とある。

以上のとおり、「有限会社モリケン」は、選挙のトータルなプロデュースをする業者であって、実際に、ポスターを印刷した業者は別に存在しているのに、公費請求をした事例である。

判断基準-4及び5に照らして、受領した公営費の全てが本件選挙公営の対象とはな

らない金員というべきである。

(2) 「株式会社朝日商会」にかかる「尋問調書」及び添付書類(疎・甲-3)では、(1ないし4枚目)県に請求し、県から支払われた公営費は「65万7020円」であるが、(5枚目)実際にポスターを印刷し「朝日商会」に納入した業者は「那加印刷株式会社」であり、その納品額は「55万1950円」である。

判断基準-4に照らして、受領した公営費「65万7020円」と納品額「55万1950円」の差額、つまり10万5070円はポスター作成費用ではないから、水増し額である。

- (3)裁判官は、これらの証拠を認識しているのであるから、他の相手方における本件 文書全般の必要性を認識しえたことは明白である。
- 3. ハガキや名刺、選挙パンフレットなど対象外の印刷物の経費を紛れ込ませた (1)申立人は、原告準備書面(4)第1の4で候補者「足立勝利」・業者「林秀樹」 について

同書証43番に記載の足立は、「調査結果」欄に記載のとおり修正理由として「(候補者) 室内用ポスターが含まれていることを知らなかった」、「(業者) すべてのポスター代を請求で きると思い込んでいた」とされている(具体的には、甲第38号証参照)。

足立は、室内用ポスターが含まれていない自らに対して室内用ポスター代金の請求が来るわけだから知らないはずは無く、詭弁である。

と主張したものである。裁判官は、この主張を認識しているのであるから、この時点において、他の相手方における本件文書全般の必要性を認識しえたことは明白である。

そして、本件に係る審尋における手続きにおいて、業者である「林秀樹」は、「訂正願」(疎・甲-4)の6枚目のとおり、「『掲示用(354枚)』と『演説会用(2200枚)』の全てのポスター代金を請求出来ることと思い請求」との旨を陳述している。このことは、「得意先元帳」疎・甲-4の5枚目の中で、訂正されているとおりである。

結局、同人は、47万7900円を正規のポスター代と訂正し、当初請求し県から 交付を受けた78万4110円との差額30万6210円(これに利息2223円を 加算)して県に返金した(7枚目)。

裁判官は、任意提出の際にこの点を認識しているのであるから、この時点において、 他の相手方における本件文書全般の必要性を認識しえたことは明白である。

なお、前記返還は判断基準-3に基づくものと思われるが、判断基準-5も加味すれば、疎・甲-4の3枚目の内訳書は「作成コストの全体を公営分の『354枚』のみに分担させたもの)」で、誤っており、全作成枚数で分担すべき内訳としなければならない。

よって、次のように計算すべきである。

実際の作成枚数は「『掲示用(354枚)』と『演説会用(2200枚)』」の25 54枚であるから、その総作成費が78万4110円である(1枚単価は307円と なる)。

つまり、(354枚分=10万8682円)、(2200枚分=67万5428円)と 按分すべきである。

よって、真実は、10万8682円が正当な公営費であるから、78万4110円から10万8682円を減じた67万5428円が本来返還すべき額である。

結局は、既返還の30万6210円を控除した36万9218円が、未だ「水増し分」として返還されていないのである。

(2)申立人は、原告準備書面(4)第1の5で候補者「山中一輝」・業者「山内正明」 について

同書証64番に記載の山中は、「調査結果」欄に記載のとおり修正理由として「(候補者) 選挙公営が初めてで不慣れであった」、「(業者) 候補者の手続き誤りであった」とされている(具体的には、甲第39号証参照)。

山内印刷所は、「過去数十人の市町村議員のポスターを手がけた。15万円前後が妥当な金額」との旨を述べているのである。

と主張したものである。裁判官は、この主張を認識しているのであるから、この時点において、他の相手方における本件文書全般の必要性を認識しえたことは明白である。

そして、本件に係る審尋における手続きにおいて、業者である「山内正明」は、本件審尋にかかる「平成21年6月15日」付の「具申書」疎・甲-5の1枚目において次の旨を述べている。

・請求書は月別に出して集金(必ず一割位は値引き)した。

最終の集金時には相当の値引きをさせられて県補助分を差し引かれて集金した。

・ポスター印刷作業着手直前、山県市での不正受給問題が新聞で報道されていたのでその 記事を提示し事前に私どもまで巻き込まれないよう、必ず適正に処理されるようお願いし た。

また世間相場等を説明し見積書等も提出してある。

・県への書類提出にあたり呼び出されたおり「呉れるものは全部貰っておけ」と事務方に指示されていたのを漏れ聞き、必ず重大な問題になりますよと、印刷物の計算の仕方・金額・世間相場まで具体的に申し上げて必死にご忠告した記憶がある。

その時、県からの計算の仕方書のようなものをちらっと拝見したが、我々業者から見ればとんでもない間違った計算書であると思う。

疎・甲-5の3枚目「売上帳」には、「ポスター室内用 800枚」と「ポスター2 50枚」と記載されている。

裁判官は、この証拠を認識しているのであるから、この時点において、他の相手方に おける本件文書全般の必要性を認識しえたことは明白である。

ここで、判断基準-3及び5に照らせば、疎・甲-5の3枚目「売上帳」のとおり、「ポスタ-250枚 49万5250円」と「ポスタ-室内用 800枚 14万00

00円」とから、合計1050枚の総作成費は53万0750円である(1枚単価は505円となる)。

つまり、(250枚分=12万6369円)、(800枚分=40万4381円)と按 分される。

よって、真実は、12万6369円が正当な公営費であるから、53万0750円から12万6369円を減じた40万4381円が本来返還すべき額である。結局は、 既返還の24万9600円を控除した15万4781円が、未だ「水増し分」として 返還されていないのである。

- 4. 「実際に要した印刷費」より多い金額を県に公営費を申請し、受領した例
- (1)「有限会社楯印刷社」については、裁判所の照会に対して「文書を所持していない」旨を回答している。

同時に「有限会社楯印刷社 代表取締役 楯康臣」名の「意見」として次のように 回答されている(疎・甲-6)。

少し前のことになりますが、思い出して記してみました。原保次郎氏と私の父が同級生という事もあっても仕事をさせて頂くことになりました。選挙事務所へ来てくれというので、話を聞きました。色々写真を撮ることや、図案を何度か担当者と、話し合い、ポスターを仕上げました。支払い手続きは、『私の方でしますから、請求書に印を押して下さい』と、言われたような気がします。その後、県から振り込みありました。私の方で落ち度があれば、それは、それで、考えたいと思っています。

(2) 本件審尋における「平成23年8月12日」裁判所受付印の業者「高井敏夫」の 陳述の要点は次のようである(疎・甲-7)。

見積書も納品書も領収書も作っていない。

選挙用ポスターの仕事を過去にやったことがなく、知り合いの紙屋さんにいくらくらいが相場か相談したところ、皆県が定めた上限で請求していると言われたために、工賃を請求可能な金額に合わせて設定して請求した。

裁判官は、この証拠を認識しているのであるから、この時点において、他の相手方に おける本件文書全般の必要性を認識しえたことは明白である。

上記陳述から、実際の真実のポスターの印刷価格を請求したのではなく、「業界の一般原則である『上限を請求』した」もので、虚偽で高額な印刷費というしかなく、他のハガキやリーフレットなどの印刷物にもデザインや写真などが流用されていることは当然の理である。よって、判断基準-5に照らせば、按分して減ずるべき部分があることは容易に想像できる。

5. しかも、本件提出命令申立を前提に裁判所が審尋として任意提出させた文書に存する明らかな証拠性を認識せず、本件文書につき「必要性がない」と申し立てを却下したことは、もはや、恣意的と言わざるを得ない。

本件文書の「必要性」を否定することが恣意的であることは、任意提出文書中にその

証拠が存在しているにもかかわらず、本件決定の中で、その証拠の評価について一切触れていないことからもうかがわれる。

このような原審の判断は、採証法則に反するのは明らかである。

結局、本件文書の「必要性」を否定した原審の判断には採証法則に反する違法があり、 この違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原決定は取り消しを免れない

以上